

呉市教育委員会会議録
(令和4年7月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年7月26日定例会

- 1 開催日時 令和4年7月26日(火) 15:00開会
17:15閉会
- 2 開催場所 202会議室(呉市役所2階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 惣引利光
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課課長補佐 瀧川孝徳
- 5 傍聴者 3人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第20号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
 - (4) 教議第36号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 教議第37号 請願書について
 - (6) 教議第38号 臨時代理の承認について(令和4年度教育費補正予算)
 - (7) 教議第39号 「教育委員会事務点検・評価(令和3年度事務事業対象)」に係る意見交換について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・森尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

瀧川課長補佐 (令和4年6月28日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、議会に諮る案件のため非公開、日程第7については、教育委員会と事務局との意見交換が趣旨でありますので秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第20号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第20号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

石川副部長 報告第20号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から7月24日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ822校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ375校、陽性となった学校関係者は延べ1,101名となっております。

次に、2の学校の対応についてを御覧ください。

学校には、令和4年7月19日に通知いたしましたが、(1)オミクロン株の特徴を踏まえ、呉市保健所における積極的疫学調査や濃厚接触者の特定等については、重症化リスクが高い、ハイリスク施設を重点的かつ迅速に対応することとし、呉市立学校における積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定等は実施しないこととしました。

(2)臨時休業についてを御覧ください。

これまでの対応としましては、学校で感染者が1名発生した場合は感染者が所属する学級の閉鎖を、原則3日程度実施しておりましたが、7月21日以降の対応としては、ア以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。(ア)原則、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合と、(イ)その他、呉市教育委員会が必要と判断した場合です。

また、イ及びウにありますとおり、感染の広がりによって学年閉鎖や学校全体の臨時休業を実施いたします。

最後に、エにありますとおり、学級閉鎖等の期間は5日程度といたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の報告第20号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　御承知のようにコロナウイルスはいろいろな変異を行って収束をしかけたらまた増えてきているいろいろな型が出てきています。我々もそうですが、学校でもこの変化に柔軟に対応できる準備をしておかなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第36号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
--

教 育 長 　次に、日程第4の教議第36号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

蒲原課長 　教議第36号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、職員が働きやすい職場環境の整備を図るため、呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容につきましては、職員が不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇である出生サポート休暇を新設します。

3の施行期日につきましては、公布の日とし、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和4年4月1日から適用します。

改正前、改正後の別表2を3ページに記載しておりますので、御覧ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の教議第36号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間

及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第37号 請願書について

教 育 長 次に、日程第5の教議第37号「請願書について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第37号「請願書について」を御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

本件は、高校教科書「日本史探求」「世界史探求」「政治経済」等の適正な採択を求める請願でございます。

請願者は、「教科書ネット・呉」で、請願内容は1点でございます。

請願内容につきましては、学校教育課が説明いたします。

蒲 原 課 長 それでは、請願内容について御説明いたします。

請願団体から令和4年6月14日付けで提出された請願の内容については、高等学校教科書「日本史探求」「世界史探求」「政治経済」等の採択は、呉市教育委員会において決定した採択の基本にのっとり、当該校における調査・研究に基づく選定を尊重して行い、当該校に特定の教科書の排除を示唆するような「指導」「助言」を行うことなく、適正かつ公正に採択してほしいとの請願でございます。

教科用図書の採択につきましては、これまでも、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適切に進めてまいりました。

今年度も、これまでどおり、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、適正かつ公正な採択を進めてまいります。

本請願の、適正かつ公正に採択事務を進めてもらいたいということについて、改めて教育委員会として特段の処理や意思決定は必要ではありませんので、「採択」とするものではないと思われませんが、そうかと言って「不採択」とするものやはり適当ではないと思われま。

そういうことで、本件請願につきましては、採択・不採択ということを決めるのにふさわしくないものと考えております。

したがいまして、請願事項については、単に「教科用図書の採択につきましては、国の通知や県の方針、呉市の規程等にのっとり、引き続き適正かつ公正な採択を進めてまいります。」との旨を回答したいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて、採択するか、不採択とするか、あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 この御意見は向うとして、教科用図書の採択は、適正かつ公正に行うものであり

ますので、ただ今、学校教育課長が説明したように回答されるのがよいかと思いません。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本請願については、採択・不採択の決定をせず、学校教育課長の回答案のとおり回答することとして、御異議ありませんか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本請願についてはそのように決めます。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。
(15 : 16)

教議第38号 臨時代理の承認について（令和4年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)
(15 : 21)

教 育 長 それでは、ここで一旦定例会を中断させていただいて、先に「トピックス」の説明をお願いします。
(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 それでは議題に戻りますので、説明員の交代をお願いします。
これより秘密会の議題に入ります。
(15 : 34)

教議第39号 「教育委員会事務点検・評価（令和3年度事務事業対象）」に係る意見交換について

【意見交換】 意見交換のため会議録は省略

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(17 : 15)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 吉 中 由美子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和4年7月26日定例会)